



2009年 5月11日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号  
I D E C 株式会社  
代表者役職名 代表取締役会長兼社長  
氏 名 船 木 俊 之  
(コード番号 6652 東証・大証第1部)  
問合せ先  
責任者役職名 経営管理部部長  
氏 名 西 山 嘉 彦  
T E L (06) 6398-2500

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2009年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2009年6月12日開催予定の当社第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2009年6月12日（金曜日）
定款変更の効力発生日	2009年6月12日（金曜日）

以 上

別紙

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 <u>(株券の発行)</u>  <u>当社は、株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)            当社の単元株式数は、100株とする。  <u>当社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利の制限)            当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利            (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利            (4) <u>第10条</u>に定める請求をする権利</p> <p>第10条 (単元未満株式の売渡請求)            (条文省略)</p> <p>第11条 (株式取扱規程)  <u>当社の株式に関する諸手続および手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条 (株主名簿管理人)            当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。            株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。  <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (単元株式数)            (現行どおり)            (削除)</p> <p>第8条 (単元未満株式についての権利の制限)            当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利            (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利            (4) <u>第9条</u>に定める請求をする権利</p> <p>第9条 (単元未満株式の売渡請求)            (現行どおり)</p> <p>第10条 (株式取扱規程)  <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもの</u>のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条 (株主名簿管理人)            当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。            株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。            (削除)</p>

<p>第13条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条の効力は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
--------------------------------------	---